

特定施設等使用廃止届出書

令和 年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり特定施設等の使用を廃止したので、電気関係報告規則第4条の表第17号の規定により、届け出ます。

廃止に係る事業場の名称	
廃止に係る事業場の所在地	
廃止に係る公害防止関係各 法対象の施設の概要	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

連絡先： — —	担当者氏名：
----------	--------

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設（※）に該当するものを設置する者が、
・ 特定施設を廃止した場合
について、行うものです。

※特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、
騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。

(特定施設の例)

1. ガスタービン・ディーゼル機関（常用・非常用）
（燃料消費量が重油換算で50L／h以上のものに限る。）
2. ガソリン・ガス機関（常用・非常用）
（燃料消費量が重油換算で35L／h以上のものに限る。）
3. 空気圧縮機及び送風機
（電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5kW以上のものに限る。）
4. 圧縮機（同上）
.....等

＜「廃止に係る公害防止関係各法対象の施設の概要」の欄の記載例＞

種	類	N o . 3 0	ディーゼル機関
施 設 の 名 称 ・ 番 号		第 1 号	ディーゼル機関
機 関 出 力		〇〇〇	kW
発 電 出 力		〇〇〇	kW
燃 料 の 燃 焼 能 力		△△△	L／h（重油換算）
常用又は非常用の別		非常用	

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。
（四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。）

廃止後、遅滞なく、届け出ていただくようお願いします。